

日本統治後期の台湾先住民社会における公共圏と  
親密圏におけるジェンダー  
— 「シロハンケツ」を手がかりとして —

坪田＝中西 美貴

2011年3月



京都大学グローバル COE  
「親密圏と公共圏の再編成をめざすアジア拠点」  
Global COE for Reconstruction of the Intimate and Public Spheres in 21st Century Asia  
〒606-8501 京都市左京区吉田本町 京都大学大学院文学研究科  
Email: [intimacy@socio.kyoto-u.ac.jp](mailto:intimacy@socio.kyoto-u.ac.jp) URL: <http://www.gcoe-intimacy.jp/>



日本統治後期の台湾先住民社会における公共圏と親密圏におけるジェンダー  
—「シロハンケツ」を手がかりとして

京都大学大学院文学研究科 坪田＝中西 美貴

t.n.miki@gmail.com

はじめに

本研究は、日本統治下の台湾先住民特に北部台湾に居住するタイヤルの社会集団ガガにおける公共圏と親密圏が、誰にとってどのような範囲でどのような意味を持つのかを「シロハンケツ」という行為を手がかりに考察するものである。一般にガガとは狩猟、祭祀、社会規範を同じくする、数家族からなる集団と理解される。日本統治期には、一つの村に1個から複数個のガガが存在し、「蕃人組合」「組合」などと呼ばれることもあった（『蕃人調査票』昭和5年、羅東郡シキクン社、12）。このガガにとっての公共圏と親密圏について問う理由は、植民統治という公領域とその内部社会との関係について問い直しをするためである。公領域についてはさまざまな定義が可能と思われるが、ここでは法や権力が支配力を及ぼしている社会、としておく。公共圏、親密圏という言葉については、公共圏、親密圏に関する先行研究をまとめた後、定義する。

さてシロハンケツとは、タイヤル女性が慣習を破って婚前交渉を持ったと疑われた際、その疑いが本当かどうかを知るための占いとして行われる狩猟のことである。言い換えると、親密な関係として起きた出来事が、公共の場でなんらかの審判を下される行為である。

一般に、普通行政区内に生活していた多くの漢人系住民は、六三法と呼ばれた差別法の存在に抵抗していた。ただ六三法が撤廃されることで、台湾の住民が同化されるような状況が出現することに対しても拒否をした。そのため、法律上の待遇をめぐって、台湾総督府と対立関係にあった。だが特別行政区に住む多くの台湾先住民は、宗主国の法はもちろんのこと、台湾で施行された法についてもその関与を受けなかった。その代わりに、台湾総督府の警察官の「直接」統治を受けたのである。

確かに先住民村落に駐在する警察官の権力は大きかったが、同時に、一定の勢力を保持していた長老や頭目を頂点とする民族的慣習が、社会規範として存続し続けていた。つまり長老たちを中心とした社会は、日本統治下にあっても何らかの正統性をもち続けたということである。この社会、すなわち長老たちを頂点に、狩猟・祭祀を共にし、同じ規範に従って生活する、ガガと呼ばれた集団こそが、シロハンケツという行為を行なうことを求めた社会であった。

ではシロハンケツが行なわれる時、それを行なうガガの正統性と統治者側の正統性は、いったいどのような関係を形成したのだろうか。以下ではまず親密圏と公共圏について、先行の研究を整理、検討し、さらに本研究における定義付けをする。その後インタビュー調査によるシロハンケツについてみていく。これらを通じてタイヤル族にとっての親密圏と公共圏、そしてそれを取り囲む植民地権力である公領域とが、いったいどのような関係

性を結ぶのかをみていく。統治者と被統治者間に形成される関係およびその関係が生み出す効果は、他者とその文化をどのように受け入れるか、あるいは排斥するかという問題と関わって、公領域、公共圏、親密圏の性質を再考する手がかりとなるであろう。

ところでシロハンケツに関する調査や研究は管見の限り存在しない。そのためこれとって参考になる資料はないといわざるを得ない。よって基本的な資料は、2009年7月19日から24日に台湾の宜蘭県および台中県で行った聞き取り調査やそれ以前に行った調査記録が中心となる。インタビューは筆者対インタビューイが、一対一、一対複数のほか、一対一だったのが途中から一対複数になるなど、様々であった。インタビュー時間はそれぞれ30分から1時間程であった。

## 1. 親密圏、公共圏

まず親密圏と公共圏が、私領域、公領域とどのように違うのかを、先行研究から明らかにしておこう。その前にひとつ指摘しておきたいのは、私領域が家庭を指していることに半ば呼応して、親密圏の内容の多くが性、セクシュアリティについて語られがちであるという状況である。親密圏を考える場合おそらく必読の書のひとつであるアンソニー・ギデنزの『親密性の変容』(1995)でも、副題に「セクシュアリティ、愛情、エロティシズム」という用語が入っていることからその傾向がうかがえよう。

もちろん親密圏は性愛に限定された概念ではなく、その定義も論者によって異なっている。また、これらの概念は近代西洋社会について提起された概念ではあるが、当然の事ながら親密な間柄や公共空間といったものは、その具体的なあり方は別にしても、洋の東西を問わず、存在するものである。日本においてもこれらの概念は、家族やそれ以外の人々との関係性を考える上で、大いに使われている概念である。

では日本ではどのような議論があるのか。2003年に出版された『親密圏のポリティクス』では、編者である齋藤純一が2000年に出版した『公共性』における親密圏、公共圏の定義を、ほとんどの論者が採用している。つまり親密圏とは「具体的な他者の生/生命への配慮・関心によって形成・維持」され、公共圏とはそれと対をなす概念であり「人びとの〈間〉にある共通の問題への関心によって成立する」(齋藤 2000、92)。ただ一応はこの定義を採用しつつも、たとえば野崎綾子は公共圏と公領域とを同義として扱っている(野崎 2003、175)。親密圏についてもこの定義を前提としつつ、個々の論者はさらにその概念の使用可能性を広げている。たとえば齋藤によると親密圏は、これまで、異性愛からなる小家族、安全性の空間として描かれ、また、社会では失われる諸価値が回復される空間として扱われてきたと言うが(齋藤 2003、215)、渋谷望はそこからさらに進んで、親密圏を排除された者の最後の抵抗の場とみている(渋谷 2003、116-117)。

2004年に出版された『性/愛』では親密圏や公共圏の共通定義を採用しておらず、個々の論者の研究からその意味について探っている。

たとえば沼崎一郎はドメスティック・バイオレンス(以下DVとする)問題から、親密

圏が要請する倫理がどのようなものなのかを考察している。具体的には、「暴力」の再定義と近代的な「愛」の言説が覆い隠してきた問題を問うことである。それによると、DVが作り出す「制縛圏」と親密圏とは、いっけん対極にあるかのようにみえるが、実は両者は多くの共通点を持つ、表面的には極めて類似した関係性だという（沼崎 2004、165）。それは、一つ目に、当事者の限定性と個別性、二つ目に、当事者間の関係の持続性と閉鎖性、三つ目に、この関係性の媒体が感情であること、という共通点である。もちろん親密圏と制縛圏とでは、当事者の関わり方は異なっている。だが親密圏を形成するはずの恋愛でもそれが不平等な力関係の中で形作られる時、結果として制縛圏を構成することになる、と言う（沼崎 2004、171）。つまりここにおいて、親密圏が制縛圏になるのである。齋藤も親密圏の内部での関係は非対称、つまり必ずしも対等な間柄で形成されるわけではなく、また相互関心や呼応の積み重ねから、被縛性が発生する可能性もはらんでいると指摘しており（齋藤 2003、229）、親密圏が肯定的な要素からだけ成り立っているわけではなく、危うさも含んだ領域であるということに注意を払わねばならないだろう。

井上たか子は、親密圏とは親密な関係を核として、ある程度持続的に互いの生への配慮を共有する他者と他者の関係性であると定義している。親密な関係とは互いに「他者」である相手の存在を承認しあう関係である、ということである（井上 2004、240）。したがって性愛を媒介としない関係であっても、それは成立しうる。逆に考えるならば、他者の存在を承認しあう関係性を、親密圏としてみるができるということである。井上はまた、私領域ではなく「親密圏」という用語への移行は、近代家族からの開放・自由のためのオルタナティブとしての新しい関係性への期待であると言い（井上 2004、241）、公共圏もまた、上からの公共性に代わる、市民間のそれへの転換という意味での公領域の民主化を意図している、という（井上 2004、245）。

私領域、公領域というものが、上から、あるいは閉じ込められた空間という否定性を帯び、親密圏、公共圏が、主体性を持った人々がお互いの中にある肯定的な関係を結ぶというのならば、これら用語の転換は、単に上からの視線を下からのそれに取り替えるというだけではなく、主体性の出現、しかも持続する主体性というものを転換の鍵として見出さないわけにはいかないだろう。つまり、単に関係性が平等かどうかといった静態的なことが重要というよりは、動的である、対等（であろうとするよう）な主体性の存在とその継続こそが、親密圏や公共圏の形成に不可欠だということである。したがってここからは、井上も言うように、親密圏と公共圏の境界は自明ではないという一つの結果をもたらすことにもなる（井上 2004、244）。

以上の議論からは、親密圏あるいは親密な関係とは、比較的対等の立場における、互いの関心、相互承認、配慮といった相互作用の継続によって成り立つものである、ということができるだろう。だとすれば、それが親密圏なのか公共圏なのかを分けるのは、そこで具体的に成り立っている関係性（性愛、ケアは明らかに親密圏に属するだろう）による他ない。また圏の効用として、最後のよりどころ、癒し場、といった、社会に対する位置づ

けができるだろう。

以上のような定義は、特に現代社会における、新たな人との関係性の構築を考える上で適応可能だと思われるようである。つまり、親密圏や公共圏といった関係性に依って、近代社会を何らかの形で乗り越えようとしている。だが、これらの概念は、近代社会の乗り越えを目指した道具にとどまるのだろうか。近代社会とは異なる場においてこれらの概念を適応してみることで、公共圏・親密圏のあらたな可能性が見えてくるのではないだろうか。そこで、以下では公共圏を、ある利益を共有する者たちが、その利益が存在する限り結ぶ関係と定義し、親密圏を、現在生活している場所で生活を続けていくのに必要な者たちが結ぶ関係、と定義したうえで、近代と非近代が接した植民統治、特に日本統治下の先住民社会における公共圏と親密圏についてみていこう。

## 2. シロハンケツ

さて植民統治下、野蛮で後進的とみなされていた先住民と、そこに駐在し「統治」を行った警察官たちの間には、どのような関係性が存在したのだろうか。公共圏や親密圏といった概念を用いることで、どのような関係性がみえてくるのだろうか。このことを、シロハンケツを手掛かりにみていこう。

ただ、以下でみていくように、シロハンケツは全ての村落で行われていたわけではない。2009年夏に二つの村の老女たちに行ったインタビューからは、シロハンケツがかなり盛んに行われていた村がある一方で、シロハンケツということばが使われていない村もあることが分かった。そこでシロハンケツということばがある村とない村とに分けて考察する。

### 2-1 シロハンケツがある村

#### 2-1-1 シロハンケツの過程

2009年7月、筆者は宜蘭県のA村でインタビューを行った。それは2008年12月にA村を訪れた際、当時日本人は「山の娘」<sup>1</sup>によく惚れたこと、そしてその結果の一つとして、A村で生まれ育ったYさんがシロハンケツを行ったと聞いたためである。筆者は2004年から断続的にA村を含めた宜蘭県のタイヤル村落を訪れているが、この時初めてシロハンケツという言葉を知った。

シロハンケツという言い方は、実は人によってやや異なる。ある人はシロハンケチと言ひ、別の人はシロハンケツと言う。また単にハンケツと言う人もいるが、それは「判決する」からであり、タイヤル語ではムホビンと言うとのことである（A村で生まれ育ったKさん、09.7.20）。ここから推測すると、シロハンケツのシロとは、「白黒をつける」の白、つまりシロハンケツとは白判決という日本語になると想像される。ところが『理蕃の友』に

---

<sup>1</sup> 先住民女性のこと。インタビュー時には自称されることもある。

は、警戒を要する注意事項の一つとして、『ガガ』又は蕃社内に何か事件が有つて蕃丁<sup>2</sup>等が狩猟判決（昔の出草）に出て居る場合」という記事が載せられている（長谷川、9）。そこで、別の可能性として、「しゅりょうはんけつ」という日本語が訛った形として、シロハンケツあるいはシロハンケチになったのかもしれないと推測される。ただこの表記では、「何かの事件」の内容までは不明である。しかし、以下で扱う事柄は、それが窃盗などの事件を理由として、その成否を占う出猟というよりは、婚前交渉の有無を占うという、特定の事柄についての狩猟である。そこで、さまざまな事件を理由として行われ、おそらくシロハンケツの語源と思われる「狩猟判決」ではなく、当事者達が語ったことばであるシロハンケツという言い方を採用することにする。

ではシロハンケツがどういうものなのか、A村でのインタビューに依って、その始まりから終了するまでの過程を、Yさんを例にみていこう。

1927年生まれのYさんは日本統治時代にA村の衛生所で働いており、そのため日本人との接触も多かった。その彼女がシロハンケツをしたのは「大東亜戦争」中のことなので、14～18才の間に行ったことになる。これは、彼女が先住民の子弟向け初等教育機関である蕃童教育所を卒業した後の時期に当たる。さてその経緯だが、①ある日長老たちがYさんの父を訪れ、Yさんが日本人男性と性交渉を持った疑いがあるのでシロハンケツをしなければならぬと告げた。②そこでこの疑いを晴らすべく、「狩りのうまい人」に頼んで狩猟に出てもらい、その間Yさんはその人の家に寝泊りした。③幸いにも大きな角のある鹿が獲れ、Yさんへの疑いは晴れた。もし獲物がなければ、ガガに賠償を差し出さなければならなかった（Yさん、7.19、20）。これが、Yさんがおこなったシロハンケツである。

Yさんが疑われた相手は、当時A村に駐在していた日本人警察官Sであった。以前からSはYさんに好意を寄せていた。たとえばYさんが衛生所から帰宅する夕方頃になると、Sが迎えにやってきた。Yさんはこのことを、外にいる犬が鳴くからSが来たことが分かった、と話している。また、「大東亜戦争」期に入ると物資も少なくなり配給制が進んだ。しかし日本人であり警察官でもあるSの配給はA村のタイヤル族より多かったので、しばしば配給でもらった黒砂糖や、「購買」で買った飴をYさんにくれたという。なにか珍しいものが手に入ると、食べに来なさい、といわれたとも言う（Yさん、09.7.20）。

Sの行為に対して、Yさんは、友人で後に一緒にシロハンケツをすることになった、同じくA村で生まれ育ったCさんに勧められて、一緒に谷の畑にまで逃げたりした。逃げる理由は、SのYさんに対する行為が「恥ずかしくて、怖くて」という理由からであった。したがって、Sが何かYさんにあげるといってもいらないと断り、貰ってしまった物については、「Sさんがおいしいからとってくれたよ」と言って父に渡していた（Yさん、09.7.20）。

このように、Sと特別な関係にあるかのように疑われないよう、Yさんは気をつけていた。それというのも、SからYさんへの働きかけはA村の老人たちの監視の対象となり、Yさん

---

<sup>2</sup> 蕃丁とは先住民男性のことを指す。

自身もそのことを認識していたからである。これだけ注意をしていたにもかかわらずシロハンケツをしなくてはならなくなったのは、次のような出来事がおきたからである。

ある晩、Yさんと仲のよかったCさん、そしてやはりA村で生まれ育ったTさんと一緒に寝ていたところへ、Sが侵入した。CさんとTさんは先に逃げたが、しばらく気がつかなかったYさんは、誰かが顔を触ったりしているので目が覚め、怖くなって大声をあげた。Sは、Yさんが可愛いので見に来ただけだといったが、それはSとの同衾を疑われることになり、Yさん、そして無関係のはずのCさん、Tさんまでもが、それぞれシロハンケツをすることになったのである。

シロハンケツの結果、上記のようにYさんに対する疑いは晴れたが、CさんとTさんが依頼した人は獲物を取って帰れなかった。そのため、二人は婚前交渉を行ったタブーを破った者とされ、ガガに対して「大きな豚で賠償」をすることになった（Yさん、09.7.19）<sup>3</sup>。のみならず、彼女たちはA村からは当時徒歩で2、3時間かかるB村へ嫁に行くことになった。それは、そこならば彼女達がシロハンケツをして賠償をしたことを知っている人がいないから、という理由からであった。このことは逆に言うと、賠償をしたということは、すでに処女ではないということをガガ内で「証明」することになり、そこでは結婚相手を探せないということである。

#### 2-1-2 抗議が起きない理由

さてYさんたちがシロハンケツをするはめになった事件を引き起こした警察官Sに対して、ガガの側からはどのような要求が出されたのだろうか。実はSに対しては特に非難や抗議はなかったようである。統治者側に対して「泣き寝入り」するしかないという関係がそこにあったゆえと考えることもできるのだが、以下の点を考えるならば、必ずしも統治・被統治の権力関係ゆえに抗議が行われなかったとは、言いきれなそうである。

その理由として、まず一つ目に、シロハンケツをするのが女性だけだということがある。A村で、やはりシロハンケツを行ったことがあるA村で生まれ育ったKさんに、なぜ女性だけがシロハンケツをするのか聞いてみると、「男はあっさりでしょ」という答えが返ってきた（Kさん、09.7.20）。つまり、関係があったかなかったか、男であれば正々堂々と答えるので、男性に関してはシロハンケツで占う必要がない、ということである。逆に言えば、女性は「あっさり」ではないので、シロハンケツをして判断する必要があるということである。それは、男性の発言は取り上げられるが、女性については耳を傾けられることがないということである。さらに一歩進んで言うならば、このような男女理解を背景として、シロハンケツを行なうということが重要だと思われるということである。

シロハンケツを行なうことが重要であるからには、それを禁止されるようなことがあつ

---

<sup>3</sup> 賠償の豚はガガの成員皆で食べる。豚は賠償の中でも高額なものであった。シロハンケツの賠償は豚だったようだが、シロハンケツではないタブー（出産後のタブーなど）を犯した場合の賠償で小額なものは、鶏やマッチなどであった（Kさん、09.7.20）。



てはならない。したがって、二つ目に、シロハンケツ（という猟）は、日本側に対して秘密裏に行なっている。だとすると、駐在する警察官に訴えて、その場での解決を求めることはできない。

秘密裏にシロハンケツを行うという選択ができた背景には、実は警察側がシロハンケツの実施を黙認していたらしいということがある。もちろんタイヤル側（ガガの側）から、警察に届け出るような事はしていない。Yさんによると、警察は猟に出ることについて「何も言わな」かったという。それというもの、むしろ「やらせないと危ない」からであった（Yさん、7.20）。これは、当時の日本人警察官たちが、シロハンケツを行わせないことの方が、山地の治安を危うくすると認識していたことを示しているとともに、それゆえ警察側がこの行為を黙認していたということも示している。それは、上記のように先住民統治に直接携わる警察官など向けの雑誌に警戒を要する事柄として「狩猟判決」が挙げられていることから、何のためかまでは知りえなくとも、何かのために狩りが行われていることを警察官側も知っていること、そしてそれを禁止していないことを示している。興味深いのは、警察側の黙認について、ガガの側も知っていたということである。この状況を別の角度からみるならば、シロハンケツは、両者の暗黙の了解という「共犯関係」のもとで行われていたということが言える。A村では、駐在する警察官とA村の人々との間に交流はなかったことから、この「共犯関係」は、緊張関係を含んだ均衡関係の具現化ということもできる。

これらのことから言えるのは、タイヤル社会と日本人警察官側は、シロハンケツに関して直接なんらかの協議や対応策をとらず、また批判や謝罪がなかったということである。だがそれは、むしろ女性についてのみ問い、男性側については問わないことで、状況を共有しない、同じ空間に居ながら、別々の規範で物事を処理するという選択であり、かつそれを相互が暗黙裡に「受け入れ」ている状況をつくることを選んだ結果なのである。

ガガのもつ集団（社会）としての力は、B村でのインタビューからうかがうことができる。2004年にB村で調査を行った際、B村で生まれ育った女性Sさんから、秩序を互いに守る場、そこから離れては「悪くなる」場としてのガガについて話を聞いた。つまり、統治社会の規範よりは、ガガ規範の社会から外れることが、生死に関わる問題になったのである。そこでは秩序を乱す可能性として、婚前交渉が挙げられ、それを疑われた場合には、頭目がまじないをかけて狩りに行かせるのであった（Sさん、04.1.14）。この行為はA村でのシロハンケツと同じである。ガガとは規範を守ることを相互に要求し、かつそこから外れるということはアウトローのような存在になると考えられている。

## 2-2 シロハンケツがない村

上記のように、シロハンケツはこの時期全てのタイヤル族の村で行われたわけではない。日本統治期からA村、B村と交流のある台中県のC村で聞き取り調査を行なったところ、シロハンケツやそのタイヤル語とされるムホビンという言葉聞いたことがある人はいなか

った。また行為内容についても、殆どの人が知らない、分からない、聞いたことがないと答えた。

C村では駐在の日本人警察官とC村の人々、特に青年男女との間に交流があった。だが、それがもとになって日本人と親密な関係を持ち、シロハンケツのようなことを行う人がいたとはきかなかった。

もちろん実際にはシロハンケツのようなものが行われていたが、名誉にかかわることとして部外者の筆者には話してくれなかったという可能性も否定できない。だがC村で生まれ育ったRさんは、ハンケツのような行為はないが、狩猟に出て怪我をすると、自分の娘以外の村の娘で悪いことをしている者がいると疑ったものだ、と話してくれた。その際には該当すると思われる娘に問いただし、悪いことをしていれば答えないので、そこで賠償をさせた、という(Rさん、09.7.23)。ただ、必ずしも娘だけでなく、男性で身持ちが悪い場合、狩猟上の怪我はそのせいだと言われることもあるという。

この行為はいっけんシロハンケツと同類である<sup>4</sup>。しかし、C村では狩りでの怪我があつて初めて疑いが起きるのに対し、A村やB村では未婚の女性を監視していた結果、疑いがかけられているという違いがある。また、狩りでの怪我は性的なことと結びついているが、必ずしも未婚の女性だけではなく、C村では狩りにでている男性自身にも問われることである点も異なっている。

それに関連して、タイヤルにおける姦通、そして狩猟、および出草と呼ばれた首狩りについて、日本統治期の人類学的研究などでは、どのように描かれているのかをみておこう。

台湾先住民調査の最初期のものである『台湾蕃人事情』では、タイヤルは出猟に際して一つの獲物もない場合、姦通者がいると考え、該当しそうな人物を問い詰めて物品で賠償させる、とある(伊能、12)<sup>5</sup>。

人類学というよりは法学的関心から行われた研究である『台湾番族慣習研究』(第3巻、342-344)では、首狩りを行う理由として、争いごとの是非を決める、すなわち、窃盗や姦通などの疑いを受けた者が、その疑いを解くために行う、とされている。この場合、首が取れれば、かけられた疑いは誤解であったということになる。しかし首狩りに出て首を取れなければ、姦通や私通があつたとされ、その場合には男女双方の生家より社会(ガガを指していると思われる)に賠償をさせ、それを豚に代えて皆でその肉を頒ける、とされている(同書、第4巻、123)。また賠償だけでなく、放逐される場合もあるとされている。

いずれにしても、狩猟時に怪我人が出たことから、その原因として村にいる娘の貞節を疑うというのは、慣習上の、タブー問題である。しかし普段から女性を監視していて、婚

---

<sup>4</sup> A村でも同様の行為があつたことはMさんが話している(Mさん、09.7.20)。だが筆者は、事故が起きてからその理由を性的なものに求めて「判決」する行為と、そもそも貞節や処女性が守られているかどうかについて占うシロハンケツとは、行為の意味が異なると考える。

<sup>5</sup> なおこの書中でタイヤルは「アタイヤル」と表記されている。

前交渉を疑うというのは、その証明と解決手段は慣習にのっとり形を取っていても、それがガガ内部の緊張関係ではなく、ガガ外部との緊張関係から起きている以上、その性質は異なっている。

### 3. 分析

#### 3-1 シロハンケツを取り巻く構造

まず、シロハンケツをとりまく構造として、それを行うよう要求するガガがあり、その外部に植民統治がある。またシロハンケツ自体は閉鎖されたガガ内で終始しており、ガガの外に対して何らかの働きかけ（交渉、批判、公開など）が行われることはない。ガガは具体的な他者の身体への関心が働いており、規範を守る場、そこから離れると悪くなる場である。シロハンケツを行うことを要求する人びと（長老ら）にとってガガとはタブーなどによって秩序が保たれた一つの社会なのである。このことから、少なくともシロハンケツを要求する長老たちにとってガガは、生活のために共に狩猟を行ったりするような親密圏であるが、同時にそれは規範を守ることによって、ガガの存続を守るといった利益を共有するという意味で、公共圏である。

シロハンケツを要求される女性たちにとって、日本式教育を受けていようが衛生局などで日本人と働いていようが、生活の場や婚姻はやはりガガ内にあり、またガガを通じて行われることである。つまり彼女たちにとってのガガとは生活圏であり、そこから排斥されれば生死にかかわりかねない。そのため、彼女たちにとってガガの規範とは、好むと好まざるとにかかわらず、従わざるを得ない存在である。生にかかわる人の関係が維持される場という意味で、彼女たちにとって確かにそこは親密圏であるが、この時それはもはや肯定的な意味は失っている。また、親密圏の一要素である具体的他者の身体への関心というよりは、具体的他者からどのように自分の身体が関心を持たれているかあるいは監視されているかが重要であるという点で、従来の親密圏とは理解を異にしている。

日本統治との関係からみると、統治者側がシロハンケツの実施に関与しないという態度、黙認の態度をとることで、それを行なうガガに「正当性」が付与される。そしてその限りにおいて、統治側とガガ側の間に、「対等性」のようなものが発生する。これは上記のように、相互がシロハンケツについて公開にしないという共犯関係によって成立している関係である。このような態度を、現状を維持しようとする共通の関心とみなすならば、両者の間には公共圏と言いうる関係が成立する。だが気をつけなければならないのは、親密圏としてのガガ、そして統治-ガガが作り出す公共圏ともに、女性の意思を無視したところで初めて成立が可能になっているということである。

ところでA村B村と、C村とでは、狩猟とそれによる占い、判断という行為自体は同じだが、前者の二村でのそれがシロハンケツといえるのに対し、後者はシロハンケツとみることができない。むしろそれは何かの事件が起きてからそれへの対処をする「狩猟判決」と同類である。ではいったい何が異なるゆえに、A村やB村ではシロハンケツという行為が「作

られた」のだろうか。

手掛かりとしてシロハンケツの頻度について考えてみたい。もっとも頻度を調べた統計資料などないため、年毎や村毎のデータを記すというわけにはいかない。Yさんによると、「大東亜戦争」の時にシロハンケツが多かったが、それは「日本人が多かったから」であった（Yさん、09.7.22）。またシロハンケツは戦後、高砂義勇隊隊員の復員期にも行われていた。ここからは、ガガを取り囲む環境が流動性と不安定性に満ちている時、シロハンケツは行われるという仮説を立てることが出来る。逆にここから判断するに、日本人がそれほど多くもなく、また急激に増加することもなく、さらに警察官との間に「友好的」な関係を結んでいたC村とその村に暮らす女性が、シロハンケツということを知らない理由もうかがえるのではないだろうか。

つまり、村に住む日本人すなわち警察官一人ひとりの素性が明らかであり、彼らおよび彼らと接する青年男女に対する村の人々からの監視が容易であり、それゆえに彼らと「友好的」な状態を保持することができた場合、この状況を崩し、地域の秩序を不安に陥れるような行為は、（霧社事件を経験した）日本人側からは起こされにくかった。このことは、C村の女性たちが、警察官は山の娘と結婚できない事になっていたと話すこと、それは山の娘たちとの結婚が山の男性から結婚相手を奪うことになり、政治的に不安定な状態をもたらすために禁止されていた、という話によっても裏付けされよう。よって、C村のような場合、ガガそして女性と、日本側との間には、越えられない（越えてはいけない）壁が存在しており、それが両者の間に受け入れられていた。「友好関係」を結びつつも一定以上距離を縮めないという関係は、ガガ規範に対する危機感を煽らなかつた。だからこそC村の女性たちは、団体で、警察官の宿舎へ遊びに行くことができたのである（Rさん、09.7.22）<sup>6</sup>。

シロハンケツがない場合、それを、ガガが、統治規範に従っていると考える事も出来る。この場合、シロハンケツをするような事件はレイプ（未遂）事件として、法によって裁かれることになる。もちろん法が発動しないこともあるだろうし、また日本人の権威失墜となるため、そのような事件が起きた場合、それを隠すしかなかったこととして扱われるだろう。だが山地では女性関係問題が積み重なって大小の事件を起こしていると理解されていた。だからこそ、そこでは「山の娘と日本人は結婚できない」という不文律がつくられ、双方がそれを受け入れることで、秩序の維持が図られたのである。つまり、シロハンケツがない場合、実は統治権力側の規範がガガに適用されている、そしてそれが受け入れられているというよりは、そこには双方の間に何らかの合意が成立しているということがうかがえるのである。そのようにして秩序を保つことを目的とするならば、それは、A村などと同様、両者の間には公共圏が成立していると言えるだろう。

だがそれは、双方が互いにどのような人物であるかとか、どのような存在であるのかが分かっている場合に言えることである。逆にみるならば、A村やB村のように、特に「大東

---

<sup>6</sup> この場合であっても、個人で行くことはないとのことである。

「戦争」期、多くの日本人男性が駐在し、かつ入れ替わりが激しかった地域では「友好」関係を打ち立てることもできず、よって女性の監視とシロハンケツを通じて、ガガ秩序・ガガ社会を守ろうとしたということである。つまり、ガガを取り巻く統治環境が安定していないため、シロハンケツという行為（および女性の監視）をつくることによって、不安定な周囲の状況からガガを守るという、秩序安定の効果を得たのである。

### 3-2 シロハンケツと狩猟判決の違い

シロハンケツは、婚前交渉の有無を占う行為のため、処女性が重要なように思える。確かに貞節を重んじるタイヤルにとって、それは非常に重要なことなのだが、それだけであれば「狩猟判決」と変わるところがない。統治下におけるシロハンケツのポイントとは、男性が問われず、ガガ成員である女性についてだけ問うことで、ガガ外部からの干渉を防ぐという点にあるだろう。狩猟判決であればガガに不祥が起きたことへの解決であるが、シロハンケツは、不祥を起こさず、秩序を維持し、ガガという集団を保持するために行なう行為である。

狩猟による判決とは、ガガの成員の判断ではなく、ガガを守る祖先霊の判断を採用するということである。だがシロハンケツにおいてはそれを、たんなる占い行為として読んではならない。そうではなく、ガガを守るものを、人が判断するという方法ではなく、「伝統的」な思想としての祖先に求めるという形をとることで、人間の評価基準を排除する。またシロハンケツは日本人警察官には知らせずに行うことから、それは村を「統治」している警察官を出し抜く行為となる。つまりシロハンケツを通して、統治者としての日本人と日本統治の「否定」をおこなっているのである。だからこそ、シロハンケツと類似する狩猟判決が『理蕃の友』で言及された際、それは警戒すべき行為だと見做されるのである。

このようなシロハンケツは、女性が、監視されていると思わせる環境を作り出す。それはあたかもパノプティコンのように作用するのである。つまり、ガガ外部との間に「信頼」「友好」関係が打ち立てられない場合、旧習の出草の応用としてシロハンケツを行なうことで、内に向かう力を作り出すことで、ガガの安定を図る必要があったのである。パノプティコンという構造をつくることで、女性をガガへと回収し、またあらかじめ生起しうる危険を取り除こうとしたのである。

ではこれらの結果から、植民統治下のタイヤル、さらに言えば A 村において、親密圏とは女性の意思、意見を無視するものであり、女性たちにとってはそれでもそのような圏を受入れざるを得ないものであった、というべきであろうか。そしてそのような親密圏は、統治側との「共犯」関係で行えるシロハンケツに正統性をもたせる事のできる、正当な存在であったとみるべきだろうか。また、その正当性が成り立つとき、そこには統治権力側との間に公共圏が成立していた、として本研究を結べばよいのだろうか。つまり、女性を犠牲・媒体とした時に、タイヤル社会あるいはガガとしての自律性が最も発揮されるのだ、と結論付けるだけで、充分だろうか。

### 3-3 親密圏からはみ出す

公共圏と親密圏の構成要素に目を向けるならば、上記のようにまとめることは間違っていないだろう。しかし A 村のケースにおいて、女性は親密圏や公共圏に絡め取られつつ、そこからはみだしている。それが A 村でしばしば聞いた、「日本人は私達によく惚れたよ」という語りである。

日本人男性から Y さんら「山の娘」に向けられた性的欲望のまなざしは、彼女達にシロハンケツを行なわせる危険があったにも関わらず、その出来事は「山の娘」たちによって肯定的に語られている。Y さんの場合、S の出征の見送りに C さんと行ったこと、S が出征から戻ってきたら結婚しようと言われたこと、S が生きていれば手紙をくれるはずだという話が、何度も繰り返して筆者に語られた。Y さんやその他の女性達「山の娘」は、日本人よりきれいだと言われたことや (Y さん、09.7.19-20)、公医に求婚された話 (A 村で生まれ育った Tm さん、9.7.19)、「たくさん恋人がいたよ」といった話 (K さん、09.7.20) からは、「恥ずかしかった」「怖かった」といいながらも、それを「面白かった」とも言わせる積極的な受け止めが感じられる。それは、S や日本人からのまなざしを、降りかかる災難としてのみ捉えるのではなく、積極的に主体的に受け止めていたことを示している。

ガガは親密圏であるため、そこに止まる限り「安全」である。A 村の女性たちは、確かに監視を受けつつも、「安全」な領域に止まることで、ガガから外れたり外されたりする恐れから「解放」され、欲望されること、まなざされることを積極的に受け入れることができたのである。だからこそ、楽しそうに「日本人は私達によく惚れた」と語ることができるのである。それは、統治者として日本人を受け入れたということではない。そうではなく、まなざしを向ける者を他者として受け止め、そのまなざしを肯定的に受け入れることで、親密圏に回収されきることのない主体として生まれているのである。

### 終わりに

A 村でみられた親密圏とは、ガガの成員である長老にとっては旧習を守り抜く場という切羽詰まった緊張した場であった。そのため、女性の監視という行為によって、内部の結束を固めようとする力が働いたのであった。

女性たちにとっても、そこは確かに父権的な監視の目が向けられる束縛の場であり、それでもそこ以外では生きることが考えられないような場であった。つまり、女性にとってガガとは、近代における家庭内の女性と同様、私領域であり、親密圏であり、制縛圏でもあった。しかし生活が保障された「安全」な場として、そこで他者の欲望を受け止めることで、主体の形成をおこなうことが可能となるような場なのでもあった。つまり、彼女達は親密圏をはみ出て主体形成をおこなったのである。この点で、近代社会における親密圏概念とはズレた形での親密圏概念が提起できる。

統治との関係でいうと、ガガはシロハンケツを行うに際し、統治側からの黙認、そして

ガガ側がその黙認を知っているという「共犯関係」のもとに成り立っていた。統治側とのこのような関係は、両者の均衡を崩さないことを目的とした公共圏であり、その限りにおいてガガは日本人警察官あるいは日本の統治と「対等性」を確保できた。ただそれは、決して両者からの積極的な働きかけによって構成されているのではなく、互いを見て見ぬふりをすることで成り立つという、奇妙な関係であった。それは、日本の台湾統治というものが、少なくともこの地域においては、統治者側であれ被統治者側であれ、常に他者を他者として認めざるを得ない、他者を自らのうちには組み込み得ないという状況であったことを示している。先住民の側から言い換えるならば、どんなに服従しているかにみえても、実は両者が一定以上の関与をしないことによって保つことができた秩序であったということである。だが、逆説的に、この無関心を分け合うことが、この地域に「秩序」をもたらしていたのである。ここにおいても、関心を向け合う、あるいは共通の関心を寄せ合うという積極的なベクトルとは全く逆のベクトルが、「公共圏」をなりたたせているという、これまでの公共圏理解から外れた理解が可能なのである。

もちろん、公共圏・親密圏という概念があるゆえに、そこでの共通性やズレが見出せるわけであるが、私的なレベル、民間のレベルでの思いの交錯を考える際、洋の東西だけではなく、近代か非近代かを問わず、これらの概念を用いて社会を考察することは、非常に有意であった。だが、検討してきた植民統治下という状況では、常にこれらの概念の外枠が崩されていった。それはまた井上たかこが言うように、公共圏と親密圏の境界が曖昧なだけではなくその意味する範囲もまた、中心概念は一応あるものの、有用性をもちつつもどこまでを範囲とできるのかがわからない、不安と期待にみちた概念だということなのである。

#### 参考文献

『蕃人調査票』1930。

伊能嘉矩・栗野伝之丞『台湾蕃人事情』復刻版、草風館、2000。

長谷川三吉「平穩に心許すな」『理蕃の友』第3年1月号、1934.1。

井上たかこ「親密圏」『性/愛』岩波書店、2004。

アンソニー・ギデンズ『親密性の変容—セクシュアリティ、愛情、エロティシズム』1995。

齋藤純一『公共性』岩波書店、2000。

齋藤純一「親密圏と安全性の政治」『親密圏のポリティクス』ナカニシヤ出版、2003。

渋谷望「排除空間の生政治」『親密圏のポリティクス』ナカニシヤ出版、2003。

野崎綾子『「親密圏」と正義感覚』『親密圏のポリティクス』ナカニシヤ出版、2003。

沼崎一郎「愛と暴力—ドメスティック・バイオレンスから問う親密圏の関係倫理」『性/愛』  
岩波書店、2004。



2009年度次世代研究「日本統治後期の台湾先住民社会における公共圏と親密圏におけるジェンダー — 「シロハンケツ」を手がかりとして —」（研究代表：坪田＝中西美貴）による成果である。

【メンバー】（ ）内は2009年度プロジェクト時点

坪田＝中西 美貴（京都大学大学院文学研究科グローバルCOE 研究員）